

「マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本方針」

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係るリスク対策（以下「マネロン等リスク対策」といいます）を周知すべく、以下の通り「マネロン等リスク対策に係る基本方針」を定めます。

また、マネロン等リスク対策を経営上の重要課題と位置付け、以下の内部管理態勢構築に努めてまいります。

1. 組織態勢

当組合は、マネロン等リスク対策に関して、理事会の主体的かつ積極的な関与のもと、組合内の役割を明確に定め、適切な措置を実施する態勢を構築します。

2. 顧客管理

当組合は、マネロン等リスク対策のための各種法令等を遵守し、取引時確認やその他の顧客管理を適切に実施します。

3. 疑わしい取引の届出

当組合は、日常的な取引状況や取引モニタリングの結果により把握した疑わしい取引について、速やかに当局に届け出る態勢を構築します。

4. 研修等の実施

当組合は、役職員のマネロン等リスク対策に関する知識習得、意識の向上を図るため、継続的な指導、研修を実施します。

5. 遵守状況の検証

当組合は、マネロン等リスク対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、継続的・組織的な態勢の充実に努めます。